独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項

理事長裁定制定 令和 3年 2月18日

(目的)

第1条 この要項は、国立高等専門学校(以下「学校」という。)に在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者(以下「保護者等」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(保護者等の要件)

- 第2条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。
- 2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者で あり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

(保護者等による入学時の誓約)

- 第3条 学生は、入学時に、学校で定めた誓約書により保護者等の連署を得て、入学する学校の校長に提出するものとする。
- 2 前項の誓約書は別紙様式1を基に学校で作成するものとする。
- 3 学生は、誓約書に連署した保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更が あった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に 提出するものとする。

(保護者等の義務)

- 第4条 保護者等は、学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう学生を指導・監督する責任を負う。
- 2 保護者等は、学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険 を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時若しくはその恐れのある時には、学校 と連携して、学生の保護に努めなければならない。

(学生の身分異動等)

- 第5条 学校は、学生が次に掲げる事項について学校に許可又は届け出を行う場合に ついては、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、学校に提出させるも のとし、その許可状況等について保護者等に通知するものとする。
 - 一 退学

- 二 休学
- 三 復学
- 四 転学
- 五 留学
- 六 転学科
- 七 授業料免除申請(徴収猶予を含む。)
- 八 入寮申請
- 九 改姓及び改名
- 十 その他学生の身分異動に関すること

(保護者等への通知)

- 第6条 学校は次に掲げる学生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に 通知するものとする。
 - 一 学業成績
 - 二 出席情報
 - 三 健康診断情報
 - 四 学生が学校から表彰された場合
 - 五 学生が学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
 - 六 学生が問題行動等を起こした場合
 - 七 学生が在学時に怪我や病気等になった場合
 - 八 その他学生に対する支援又は指導が必要な場合

(緊急時の連絡)

- 第7条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらか じめ学校に伝えるものとする。
- 2 学校は、学生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の 緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければな らない。

(保護者等への情報提供)

第8条 学校は、保護者等に対し、学校の広報誌、学事日程等必要な情報について、 原則情報提供するものとする。

(保護者等による入寮時の誓約)

- 第9条 学校の寄宿舎に入寮する学生(以下「寮生」という。)は、学校で定めた入 寮誓約書により保護者等の連署を得て、校長に提出するものとする。
- 2 前項の誓約書は別紙様式2を基に学校で作成するものとする。
- 3 学生は、保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとす

(寮生の保護者等の義務)

- 第10条 保護者等は、寮生の在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう寮生を指導・監督する責任を負う。
- 2 保護者等は、寮生が在寮中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険 を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時、若しくはその恐れのある時には、学 校と連携して、寮生の保護に努めなければならない。

(寮生の保護者等への通知)

- 第11条 学校は次に掲げる寮生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等 に通知するものとする。
 - 一 寮生が在寮時に学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
 - 二 寮生が在寮時に問題行動を起こした場合
 - 三 寮生が在寮時に怪我や病気等になった場合
 - 四 寮生の継続入寮等に関する事項
 - 五 その他寮生に対する支援又は指導が必要な場合

(緊急時の連絡)

- 第12条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあら かじめ学校に伝えるものとする。
- 2 学校は、寮生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の 緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければな らない。

(寮生の保護者への情報提供)

第13条 学校は、寮生の保護者等に対し、学生寮の行事、取り組み等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか,必要な事項は,別に定める。

附 則(令和3年 2月18日 制定)

1 この要項は、令和3年2月18日から施行する。ただし、第3条及び第9条の規 定は、令和3年度入学者及び入寮者から適用する。